

第5回 金沢自転車ネットワーク協議会 議 事 概 要

日時：平成 25 年 2 月 18 日（月）10：00～11：30

場所：国土交通省金沢河川国道事務所 2階会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

- (1) 平成 24 年度の自転車関連施策の報告
- (2) 金沢自転車通行空間整備ガイドライン（見直し案）について
- (3) その他

4. 閉 会

議 事 要 旨

【金沢自転車通行空間整備ガイドライン（見直し案）について】

- ◎自転車歩行者道については、例外的に当面の措置としてガイドラインに記載する。ただし、自転車歩行者道の活用（視覚的分離や看板の設置など）は、歩道上を安全にするために実施するものであるため、代替路等を活用して車道上の自転車通行空間を自転車ネットワークに入れていくことが望ましい。
- ◎二段階右折を自転車利用者に守ってもらえるように工夫する必要がある。
- ◎パーキング・メーターの廃止について周知する必要がある。

【その他について】

- ◎金沢版ガイドラインの策定に合わせて、交通ルールやガイドラインに関するわかりやすく効果的な PR を検討する必要がある。
- ◎勉強会は自転車利用者の声を聞く機会であり、事例の共有や全国に発信していくために実施すべきであるため、来年早々の開催を検討していただきたい。
- ◎協議会の役割として、ガイドラインを策定して終わりではなく、地域住民に交通ルールを周知して守ってもらうことが重要で、そのために自転車通行空間の整備に繋げていく努力や工夫していくことが必要である。

【事務局からの連絡事項】

- ◎第 6 回金沢自転車ネットワーク協議会は 3 月 22 日（金）の午後に候補日とする。
- ◎協議会委員の任期が切れるので、再任を基本として委嘱したいと考えている。
- ◎金沢版ガイドラインは、協議会において継続的に見直しを図り、より良いものを作っていきたいと考えている。

委 員 名 簿

分類	所属・氏名	出欠
学識者	金沢大学 教授 高山 純一	出席
	北陸大学 教授 三国 千秋	出席
	地球の友・金沢 三国 成子	出席
警察	石川県警察本部 交通規制課長 三島 真次	出席
	石川県警察本部 交通企画課長 近藤 和秀	出席
	金沢東警察署 地域交通官 蔵谷 町村	代理出席 (竹松規制係長)
	金沢中警察署 交通官 久島 泰志	出席
	金沢西警察署 地域交通官 新澤 克之	代理出席 (中田企画規制係長)
行政 関係	国土交通省金沢河川国道事務所 交通対策課長 村田 藤麿	出席
	石川県 土木部 道路整備課長 田辺 広明	代理出席 (田中課長補佐)
	石川県 土木部 都市計画課長 宮田 正弘	代理出席 (吉田課長補佐)
	石川県 県央土木総合事務所 維持管理課長 梶 清一	代理出席 (野口施設整備 第二係長)
	金沢市 都市政策局 交通政策部 歩ける環境推進課長 水口 哲哉	代理出席 (小村課長補佐)
	金沢市 土木局 道路管理課長 中川 富喜	代理出席 (石富主査)

出席者：１４名、欠席者：０名

■開会

●国土交通省金沢河川国道事務所 調査第二課 大下課長

ただいまより、第5回金沢自転車ネットワーク協議会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当しております、国土交通省金沢河川国道事務所調査第二課長の犬下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

■会長挨拶

○金沢大学 教授 高山会長

金沢自転車ネットワーク協議会も第5回となりました。この協議会が設立された経緯ですが、平成19年の旧国道159号（浅野川大橋～山の上間）における「自転車走行指導帯」の整備から始まると思います。学会等で「金沢ではなぜうまくできるのか」ということをよく聞かれます。それは地元を良くしたいという思いを持った国、県、市、警察が一所懸命がんばり、またそれを支える優秀な地元のコンサルタントがいるからだと思っています。ぜひこのような体制を今後も継続し、金沢だけでなく能登や加賀などを含めた石川県全体の自転車通行環境の向上に繋がれば良いと思います。本日は、よろしくお願いいたします。

■平成24年度の自転車関連施策の報告

●事務局より「資料-1」を説明

○金沢大学 教授 高山会長

事務局から、平成24年度の自転車関連施策について報告していただきました。何かご質問、ご意見はございますか。ないようでしたら、私から一点質問があります。有松・久安地区の自転車専用通行帯を整備するきっかけは何だったのでしょうか。

○石川県警察本部 交通規制課 三島委員

これまで東金沢駅周辺や市中心部については、自転車通行空間が整備されてきましたが、南部方面は整備されていませんでした。また、昨年度に同地区で自転車同士の交通死亡事故が発生しました。なおかつ、通学する高校生や小学校が多い地区でもあります。そういった状況の中、1車線の幅員が広い区間であり、路肩を活用できるのではないかと考え、今回自転車専用通行帯を整備した次第です。

○地球の友・金沢 三国委員

金沢駅西50m道路において、並行路線も調査したとのことですが、どのような結果だったのでしょうか。

○石川県土木部道路整備課 田中委員

手元にすぐ資料が出ないため、後ほどご説明いたします。

○金沢大学 教授 高山会長

非常に良い取組みを着々と進めていると思います。今後も国、県、市、警察がスクラムを組んで進めていただきたいと思います。全国が注目していますので、模範になるような取組

みを今後ともぜひお願いしたいと思います。

■自転車通行空間整備ガイドライン（見直し案）について

●事務局より「資料 - 2」を説明

○金沢大学 教授 高山会長

事務局から、「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（見直し案）」（以下、金沢版ガイドライン）について説明していただきました。平成 24 年 11 月に国土交通省と警察庁が策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、全国版ガイドライン）を踏まえて、昨年 3 月に提示した金沢版ガイドライン（案）を見直しています。何かご質問、ご意見はございますか。

○地球の友・金沢 三国委員

金沢版ガイドラインでは、「自転車交通量が多い場合においても、自転車歩行者道の幅員が広く、視覚的分離により自転車と歩行者の安全性が確保可能であると判断できる場合に、当面の整備形態として『自転車歩行者道の活用』を検討する」としています。しかし、国としては、「自転車歩行者道」は「歩道」と位置付けており、「自転車歩行者道の活用」という意味は、どうしてもやむを得ない場合という意味なので、自転車歩行者道を自転車ネットワークとして位置付けることに関しては疑問があります。金沢駅西 50m 道路における通行空間の分離は、歩道上を安全にするという意味で認められると思いますが、代替路等を活用して車道上の自転車通行空間を自転車ネットワークに入れていく必要があると思います。「自転車歩行者道」は「歩道」であるということをしっかりと位置付けていただきたいと思います。自転車歩行者道において、路面表示を設置できない場合に看板を設置するという考え方についても、否定はしませんが、あくまで歩道上を安全にするための施策であり、自転車が通行する空間として認めるわけではないと、私は考えています。

●事務局（国土交通省金沢河川国道事務所 調査第二課 荒川専門官）

金沢版ガイドラインの 3 章にも記載しておりますが、自転車は「軽車両」であり、車道上の自転車通行空間の確保が大前提と考えています。しかし、以前から計画されている路線等もあります。車道上の自転車通行空間にこだわるあまり、自転車ネットワークが途切れることは、自転車利用者にとっても良くないと思いますので、歩道上の自転車通行空間については、当面の措置としてガイドラインで規定したいと思っています。

○北陸大学 教授 三国委員

全国版ガイドラインの最大のポイントは、自転車は車両であることから、車道に降ろすことが大原則としていることだと思います。しかし、金沢版ガイドラインでは、但し書きで「歩道上の自転車通行空間整備を例外的に認める」としています。何も対策をせず、すぐに車道に降ろすということは難しいので、5 年～10 年の移行期間として、例外的に歩道上の自転車通行空間を認めているということだと思います。また、「ゆずりあいの意識啓発」という考え方を入れたことは非常に大事なことだと思います。有松・久安地区の自転車専用通行帯の整備に対して、渋滞が増えたという批判的な意見もありますが、クルマの視点からしか見ておらず、歩行者や自転車としての視点がないと思います。十分な通行空間を確保できない場合には、「歩行者＞自転車＞自動車」の優先順位を考慮しなければ、何も対策することができま

せん。そういった場合には、誰かが我慢をしなければなりません。

●事務局（国土交通省金沢河川国道事務所 調査第二課 荒川専門官）

地域の実情に応じて対応すべきことだと思いますので、「ゆずりあいの意識啓発」の項目については、ガイドラインに掲載したいと思っています。

○石川県警察本部 交通規制課 三島委員

自転車は車両であり、車道の左側端を通行することが大原則ですが、これまでずっと歩道上を通行してきた世代がいることから、無条件で歩道から自転車を降ろすことは難しく、降ろす場合には、何らかの整備が必要だと考えています。ただし、自転車は車両であり、原則車道の左側端を通行するというのを周知していくことは重要です。また、石川県内に自転車道の整備事例はまだなく、イメージしづらいので、どこかで自転車道を整備してもらいたいと思っています。

○北陸大学 教授 三国委員

二段階右折を高校生等に守ってもらいたいのですが、全然守ってもらえません。それは、ほとんどの人がルールを知らないことが原因です。自動車の免許を取って初めて、自転車も原動機付自転車と同様に二段階右折をするものだと知る人が多いそうです。免許を持っていない人に対しても、交通ルールをどのように周知していくかが重要で、マスコミの役割は大きいと思います。行政や警察等も協力して、二段階右折の対応等に関する特集を組むことが考えられます。金沢版ガイドラインを作成した後、どのように周知していくかについても考えていく必要があります。

●事務局（国土交通省金沢河川国道事務所 調査第二課 荒川専門官）

金沢版ガイドラインのPRについて、ガイドラインや交通ルールに関する啓発用のパンフレットの作成を検討しておりますので、内容等について今後ご相談させていただきたいと思います。

○北陸大学 教授 三国委員

ドイツには、自転車の交通ルールに関するパンフレットがあります。日本ではこのようなパンフレットは少ないのではないのでしょうか。ガイドラインを作った終わりではなく、NGO等と協力して継続的に交通ルールの周知啓発を図るべきだと思います。このようなパンフレットについても金沢から全国へ発信していけたら良いと思います。

○地球の友・金沢 三国委員

自転車を車道に降ろす場合には、何かしら整備が必要だという点は基本だと思います。熊本では、83kmの自転車ネットワーク計画があります。他の都市でも自転車ネットワーク計画を作っているところがありますが、自転車歩行者道を含めて考えているところがほとんどなので、学会等でも評価されていません。自転車歩行者道を自転車ネットワークに含めることについて否定はしませんが、認められるものではないと思います。また、自転車歩行者道の活用について否定はしませんが、国、県、市が協力して、代替路等を車道上の自転車通行空間として整備していく計画を立てるべきだと思います。自転車歩行者道を整備したから自転車ネットワークができたと言ってほしくありません。

○石川県警察本部 交通規制課 三島委員

3月末で石川県内すべてのパーキング・メーターを廃止します。広岡交差点付近のパーキ

ング・メーター設置区間では、廃止により自転車通行空間を整備するというわけではありませんが、左折車両への対策を考えています。

○金沢東警察署 竹松委員

「自転車歩行者道」とは、どのような扱いでしょうか。「自転車歩行者道」なのか「普通自転車歩道通行可」のことを指しているのか曖昧なので、「自転車歩行者道」の定義を明確にすべきだと思います。特に「資料－２」の p31「自転車歩行者道と自転車専用通行帯の接続する交差点について」とありますが、一般の方が見ると混乱すると思います。

●事務局（国土交通省金沢河川国道事務所 調査第二課 荒川専門官）

「資料－３」の p10 に「自転車歩行者道」の定義について記載しています。なお「自転車歩行者道と自転車専用通行帯の接続する交差点について」は、ご指摘を踏まえて修正したいと思います。

■その他

●事務局（国土交通省金沢河川国道事務所 調査第二課 荒川専門官）

本日の金沢版ガイドライン（見直し案）の内容につきましては、各自でご確認いただき、ご意見や修正点等がありましたら事務局までご連絡いただけますでしょうか。なお、次回の金沢自転車ネットワーク協議会は、3月22日（金）の午後に候補日としております。追ってご出席の確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、協議会の規約についてですが、施行日が平成23年2月23日であり、委員の任期が2年と設定していますので、今年で任期が切れます。継続性があるのはじめて意味がある協議会として立ち上げていますので、再任を基本として委嘱させていただきたいと考えております。加えて、先ほど申しましたが、金沢版ガイドラインや交通ルールのPRについても検討を進めていきます。

○北陸大学 教授 三国委員

金沢自転車ネットワーク協議会の体制は、このような形態で、ガイドライン策定後も一つずつ整備を進めて行ければ良いと思います。また、これまで3回勉強会を開催してきましたが、今回も勉強会を開催していただきたいと思います。勉強会は自転車利用者の声を聞く機会であり、事例の共有や全国に発信していくために実施すべきだと思いますので、来年度早々の開催を検討していただきたいと思います。

○金沢大学 教授 高山会長

本日のポイントとしては、自転車歩行者道については、例外的な当面の措置としてガイドラインに記載すること、二段階右折について自転車利用者にもわかるような工夫が必要であること、交通ルールやガイドラインのPRについては、ガイドラインの要約版や詳細版、大人用・子ども用に分けるなどわかりやすくし、マスコミや市の自転車安全教室等の活用など費用がかからないような効率的な工夫をする必要があること、パーキング・メーターの廃止について、違法駐車とならないよう利用者へ周知する必要があることが挙げられます。また、ガイドラインを策定して終わりではなく、地域住民に交通ルールを周知して守ってもらうことが重要であり、そのために自転車通行空間の整備に繋げていく努力や工夫が必要だと思います。それが協議会の役割でもあると思っています。

■閉会

●国土交通省金沢河川国道事務所 調査第二課 大下課長

高山会長、委員の皆様、活発なご議論をいただき、ありがとうございました。本日いただいた意見や今後ご確認いただいた意見等をもとにガイドラインを修正したいと思います。なお、ガイドラインは次回策定ということですが、一度作って最終版というわけではなく、ガイドラインは常に見直しを繰り返し、より良いものを作っていきたいと考えておりますので、その都度ご意見をいただきたいと思います。協議会において長くチェックしながら続けていければ良いと思っております。以上をもちまして、第5回金沢自転車ネットワーク協議会を終了致します。本日はありがとうございました。

－ 以 上 －